

29 自環第 650 号

平成 30 年 1 月 22 日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大 村 秀 章

指定希少野生動植物種の指定について（諮問）

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）第 35 条第 2 項の規定により、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

指定希少野生動植物種の指定について

担当 環境部自然環境課

野生生物・鳥獣グループ

電話 052-954-6230（ダイヤルイン）

説 明

指定希少野生動植物種は、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）」第 35 条第 1 項の規定に基づき、県内に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種のうち、特に保護を図る必要があると認めるものを指定しており、現在 15 種（動物 8 種、植物 7 種）を指定しています。

この度、愛知県絶滅危惧種等調査検討会^(※)において、ミカワサンショウウオ、ウラジロギボウシ及びイワナシの 3 種が指定希少野生動植物種の候補に選定され、その後、それぞれの種の生息・生育場所や数について調査を実施し、その状況を確認しました。

については、これら選定された種について保護を図るため、指定希少野生動植物種として指定することについて、貴審議会の意見を求めるものです。

(※) 愛知県絶滅危惧種等調査検討会

「レッドリストあいち 2015」に掲載されている絶滅危惧種等について、最新の生息生育状況の検討を行うとともに必要に応じて指定希少野生動植物種の追加候補を選定し、レッドデータブックの改定案を作成することを目的とし、学識者等の専門家から構成されています。

指定希少野生動植物種の指定（案）

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第35条第1項の規定に基づき、次のとおり指定希少野生動植物種を指定する。

分類	種名	
	和名	学名
両生類	ミカワサンショウウオ	<i>Hynobius mikawaensis</i>
維管束植物	ウラジロギボウシ	<i>Hosta hypoleuca</i>
維管束植物	イワナシ	<i>Epigaea asiatica</i>